

【その他成長戦略関係 ⑩】

| | |
|--------|---|
| 規制改革事項 | 「新しい公共」を支える金融スキームの拡充 |
| 規制の概要 | <p>「新しい公共」を担うNPO等の主な資金調達先については、現行法制下では以下のような規制がされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用組合の設立には300人の組合員と1,000万円以上の出資が必要。 ・いわゆるNPOバンクについては、出資者への配当ができない。 ・生協で貸付事業を行うには純資産5,000万円以上が必要である。 |
| 賛成の意見 | <p>小規模金融に係る以下の拡充措置等によりNPO等の資金調達の円滑化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①信組等の参入要件緩和 ②NPOバンクにつき出資者へ一定の配当を可能とする ③公益信託制度の見直し ④生協への参入要件緩和 |
| 慎重な意見 | <p>以下のような論点が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資者等の保護をどうするのか。 ・財務の健全性をどう担保するのか。 ・与信のノウハウをどう確保するのか。 ・悪質な業者の参入をどのように排除するのか。 |

| | 規制の現状 | 見直しの方向性 |
|-----------------|--|---|
| 信組の参入要件の緩和 | <p>信用協同組合は、300人以上の組合員がなければ設立することができない(中小企業等協同組合法第24条第2項)</p> <p>信用協同組合の出資の総額は、1,000万円以上(東京都特別区等は2,000万円以上)でなければならない(協同組合による金融事業に関する法律第2条、協同組合による金融事業に関する法律施行令第1条)</p> | <p>信用協同組合の設立に係る組合員人数要件を緩和できないか。</p> <p>信用協同組合の設立に係る出資金要件を緩和できないか。</p> |
| NPOバンクの非配当要件の緩和 | <p>金融商品取引法の適用除外となるためには、出資者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利(金融商品取引法第2条2項5号ロ)でなければならない。</p> <p>貸金業法の純資産額5,000万円の財産要件の適用を除外するためには、(1)剰余金の分配及び出資の払込みを受けた額を超える私民しを行わないことなどの要件を満たさなければならぬ。(貸金業法施行規則第5条の3)</p> | <p>一定限度の配当が許容されないか。</p> <p>一定限度の配当が許容されないか。</p> |
| 公益信託制度の見直し | <p>現在の公益信託の制度では委託者への資金環流が認められない。また、寄付先の選定に関する規定がない。</p> <p>生協は県域外での事業展開ができない(消費生活協同組合法第5条)。</p> | <p>日本版チャリティダブル・リメインダー・トラストのような年金給付型公益信託を制度化できないか。</p> <p>一定限度の県域規制緩和ができないか。</p> |
| 生協の参入要件の緩和 | <p>生協は、貸付事業を行う場合には純資産5,000万円の要件を満たす必要がある(同法第51条)。</p> <p>生協は組合員の生活に必要な資金の貸付を行う(法第13条)。</p> | <p>一定限度の純資産要件の緩和ができないか。</p> <p>一定限度の事業資金の貸付が許容されないか。</p> |

「新しい公共」円卓会議議事録抜粋

○小規模金融スキーム全般について

第3回（平成22年3月16日開催）

金子座長

…ごく簡単にお話しをいたします。例えばワーコレとか生協とか、信組とか労金などがNPOに対して、NPOに限らず小規模のビジネスの場合もありますが、担保なしに少額の融資をすることがかなり行われています。NPOバンクと言われているのですけれども、今協議会への加盟団体が14団体でしょうか。実際に働いているのは10団体くらいですけれども、これまで古いところで94年、98年くらいからやっています。多くは比較的最近できたものですが、これまでで融資額の累計は20億程度になっています。まだまだ少ないといえは少ないけれども、かなり活躍をしている。しかし、資金の流れは非常にまだ細い。これはさまざまな制約もあるからではないかということで、それをまずできる範囲で取っ払うというのではないかと考えております。

例えばですけれども、神奈川県的女性市民コミュニティバンク、元はWCCと言われて、今はWCBと言われている先駆例で、これは累積4億円ぐらいの融資があるところでございます。1,000万円をマックスにして無担保で融資をして、これまで十数年やって焦げ付きなしといういいトラックレコードがあるということでございますけれども、ここはワーコレなのですけれども、信用組合になって活動したいという希望をずっともっていました。今のところは貸金業登録をしているけれども、これは普通の町の金融業と同じなので、いろいろと制約があるし居心地が悪いということで、より主旨がなじむ信用組合になりたいということで検討したのですが、大変参入が困難だった。出資金の制限の問題があったり、融資ニーズの予測を具体的に立てないといけないとかいろいろございまして、これは断念せざるを得なかったということがございます。

また、出資金を集めることが大事なのですが、例えばNPO法人では出資金は募れないといった制約もあつたりいたします。また、NPOバンクは非配当であることが貸金業法のある要件の緩和が可能になる条件になっている。実際には一般の投資ファンドを排除するというのが、この条件の目的だと思われるのですけれども、非配当ですとNPOバンクにとって資金を集めることが難しくなってしまう。これについても一定の条件の下でそこを緩和するないしは認めるということもあってもいいのかなと思います。

今私が述べていることは、思いつきというより、いろんな方が議論していることを紹介しているということです。今後、基本的なところから考えることが必要だと思います。

次に、公益信託については、前回大西委員から指摘があったアメリカのチャリタブル・リメインダー・トラストのようなものは日本でも十分に応用可能ではないか。そのためには制度のどこを直したらいいのかということも考えてよいのではと思っております。

次に生協についてです。岩手県の消費者信用生協について、たしか去年あたり、仙谷さんが国会で質問なさっているのではないかと思いますけれども、ここは多重債務者の支援に大変効果を上げているということで

ございます。隣の青森県がこのノウハウを取り入れたいということになったのですけれども、当然皆さんご存じのように、生協法で都道府県を越えられないということがあって、実現しなかった。これについても必要に応じてそういう条件を一部緩和してもいいのかなという気がいたしております。…

○新しい公益信託制度について

第2回（平成22年3月2日開催）

大西委員

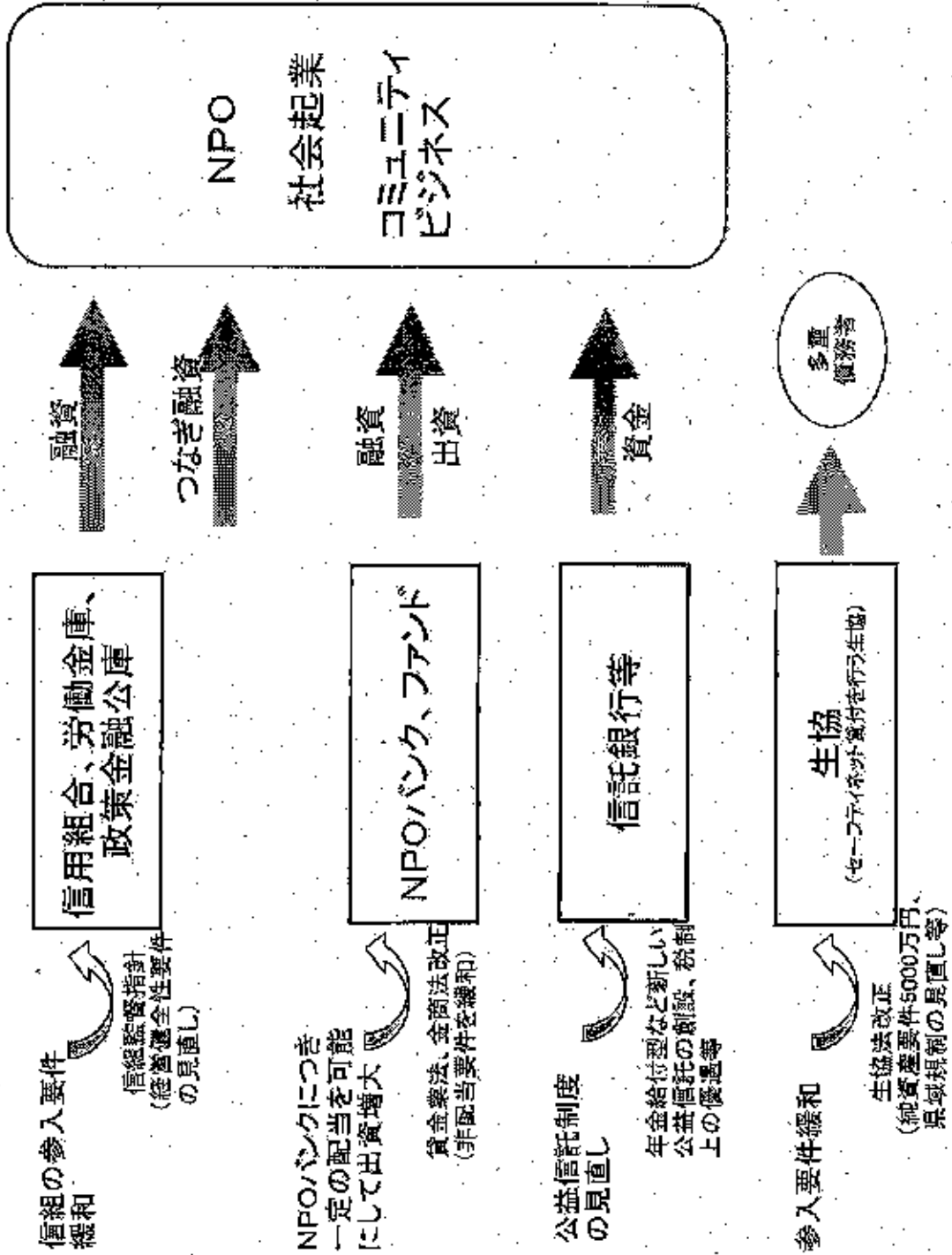
…アメリカなどにはブランド・ギビング制度というのがございまして、…簡単にご説明しますと、遺言などにより残余財産をNPOなどに寄附する行為です。特にチャリタブル・リメインダー・トラスト、つまり年金給付型公益信託、何かとご説明しますと、生前に一定の金額を信託で預けると、自分がもし長生きしたら年金はずっとそこからもらい続けられる。場合によって100歳まで生きれば、信託した金額は全部自分で食ってなくなってしまう可能性もあるんですけれども、平均を取れば早く亡くなる方もいらっしゃるの、それが寄附に回る。生きているうちに、そういう自分の意思に基づいた遺産の使い方を決めて、それに税額控除があるという仕組みです。

これが、実はアメリカでは10兆円以上の残高がある制度になっておりまして、ここの議論を是非やっていたきたいんですね。余り財務省の官僚の方はこの議論をするのが好きじゃないのかもしれないんですけども、思いっきり風穴を空けられる制度ですので、是非ここを御議論していただきたいと思います。…

大西委員

多分信託法や税法の改正が必要かもしれないんですけれども、簡単にレジュメにしてみました。…

＜小規模金融の抜本的拡充＞



関係法令抜粋

○ 信組参入要件緩和

中小企業等協同組合法

第二十四条

- 2 信用協同組合は、三百人以上の組合員がなければ設立することができない。

協同組合による金融事業に関する法律

第二条 信用協同組合等(信用協同組合又は信用協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)の出資

- 2 前項の政令で定める額は、信用協同組合の出資の総額にあつては一千万円、信用協同組合連合会の出資の総額にあつては一億円をそれぞれ下回つてはならない。

協同組合による金融事業に関する法律施行令

第一条 協同組合による金融事業に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項に規定する政令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項に規定する政令で定める額は、当該区分に応じ当該各号に定める額とする。

- | | |
|---|------|
| 一 東京都の特別区の存する地域又は金融庁長官の指定する人口五十万以上の市に主たる事務所を有する信用協同組合 | 二千万円 |
| 二 その他の信用協同組合 | 一千万円 |

○ NPOバンク出資者への非配当要件緩和

金融商品取引法

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

2

五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利(外国の法令に基づくものを除く。)のうち、当該権利を有する者(以下この号において「出資者」という。)が出資又は拠出した金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。)を充てて行う事業(以下この号において「出資対象事業」という。)から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの…

ロ 出資者がある出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けること

がないことを内容とする当該出資者の権利

○ 生協参入要件の緩和

消費生活協同組合法

第五条 組合は、都道府県の区域を越えて、これを設立することができない。ただし、職域による消費生活協同組合であつてやむを得ない事情のあるもの及び消費生活協同組合連合会(以下「連合会」という。)は、この限りでない。

第十三条 共済を図る事業のうち、組合員に対し生活に必要な資金を貸し付ける事業(以下「貸付事業」という。)を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、当該貸付事業の適正な運営の確保及び資金の貸付けを受ける組合員の利益の保護を図るために必要な措置であつて厚生労働省令で定めるものを講じなければならない。

第十四条 消費生活協同組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、法人は、組合員となることができない。

一 地域による組合にあつては、一定の地域内に住所を有する者

二 職域による組合にあつては、一定の職域内に勤務する者

2 地域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、前項第一号に掲げる者のほか、その区域内に勤務地を有する者でその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる。

第五十一条 貸付事業を行う組合(職域による消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えないものを除く。)の純資産額は、当該貸付事業を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める金額は、五千万円を下回つてはならない。

3 第一項の純資産額は、厚生労働省令で定めるところにより計算するものとする。

消費生活協同組合法施行令

(組合が貸付事業を適正に実施するために必要な純資産額等)

第十五条 法第五十一条第一項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が千人であることとする。

2 法第五十一条第一項の政令で定める金額は、五千万円とする。

【その他成長戦略関係 ⑪】

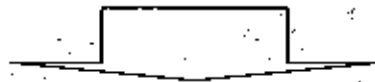
| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | P F I の拡大に向けた制度改善 |
| 規制の概要 | <p>公共施設の建設、運営等を民間事業者の能力や創意工夫を活用することにより、効率的で質の高いサービスの提供を可能とするP F I (Private Finance Initiative) は、P F I 法に基づき、実施される。</p> |
| 賛成の意見 | <p>P F I に係る法制度は、入札方法から契約の形態に至るまで、従来の公共事業の発想に基づいた硬直的で使い勝手が悪い枠組みが根底にあり、民間のアイデアや企画力が発揮されにくい状況にある。したがって、段階的に優良な事業者が絞り込まれていくような多段階選抜や管理者等と民間事業者間での十分な意志疎通を促す競争的対話方式の導入を図るべき。</p> |
| 慎重な意見 | <p>多段階選抜方式については、P F I 独自の入札制度となることから、現在の会計法にも留意しつつ、段階的な事業者選定のあり方について検討する必要がある。</p> <p>競争的対話方式については、予定価格に関して談合や癒着等との誤解を招く恐れがあることに留意して、運用上の仕組み等制度設計をする必要がある。</p> |

(ご参考)

PFIの拡大に向けた運用改善

(課題)

現在あるPFI制度は、入札方法から契約の形態に至るまで、従来の公共事業の発想に基づいた枠組みのため、民間事業者による提案書作成費用や工数が多く発生し、結果として、アイデアや企画力が発揮されにくい状況となっている。



従来の公共調達の考え方から脱却した
新たな制度設計が不可欠である

(改革の方向性)

□段階的に事業者が絞り込まれていくような選定方法への改善

→現在は一般競争入札での枠組みにより、
地方の中小事業者は落札できなかった際の損失が大きい

□管理者と民間事業者間における対話方法の改善

→現在は全体説明会での質疑のみ。
より良い提案がなされるため、適切な予定価格が算定されるような
運用上の仕組みの構築など

PFIとは…

○公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づき実施

<PFIの推進により期待される効果>

1. 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること
2. 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革
3. 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること

【その他成長戦略関係 ⑫】

| | |
|--------|--|
| 規制改革事項 | 金融商品取引法に基づく四半期報告制度の簡素化 |
| 規制の概要 | <p>上場企業は、四半期開示に係る決算短信を決算日後 30 日以内に提出し、各種経営情報や財務諸表注記事項を付加した四半期報告書を監査法人による監査証明を受けて決算日後 45 日で提出することとなっている。また、記載項目の重複やインターネット等で取得が容易な項目も含まれる。</p> |
| 賛成の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ● 四半期決算短信と四半期報告書を整理統合すべき。 ● 記載項目の削減及び内容の簡素化（例：「株価の推移」等データの取得が容易な項目を省略するなど、経営情報や注記項目投資判断に重要な項目に限定する）。 <p>投資家保護の観点から、より多くの情報の記載義務が設けられたものの、かえって重要な項目が明瞭でなくなっている可能性がある。投資家にとって利用価値の乏しい項目を削除し、重要な項目のみに簡素化することで、投資家が投資判断をおこなううえで重要な情報が明瞭化する。</p> |
| 慎重な意見 | <p>発行者、投資者等のニーズを踏まえつつも、投資者保護の観点から適切に見直しを行うことが必要。</p> |

四半期報告書と四半期決算短信の比較

| | 四半期報告書 | 四半期決算短信 |
|----------------------------|---------------------------------|----------------|
| 根拠法令等 | 金融商品取引法 | 証券取引所の規定 |
| 提出先 | 金融庁 | 証券取引所 |
| 主な役割 | 正確性を重視した確報的な役割 | 迅速性を重視した速報的な役割 |
| 公認会計士の監査証明の要否 | 要 | 不要 |
| 提出期限 | 決算日から45日以内(第2四半期は60日以内) | 決算日から30日以内 |
| 会計期間 (例:12月決算で第2四半期の場合) | 当該四半期と累計の両方が必要 (例:4~6月と1~6月) | 累計のみ(例:1~6月) |
| 主要記載項目 | 第1 企業の概況 | I サマリー情報(定型様式) |
| | 1 主要な経営指標等の推移 | 1. 連結業績 |
| | 2 事業の内容 | 2. 配当の状況 |
| | 3 関係会社の状況 | 3. 連結業績予想 |
| | 4 従業員の状況 | 4. その他 |
| | 第2 事業の状況 | (参考)個別業績の概要 |
| | 1 生産、受注および販売の状況 | II 定性的情報・財務諸表等 |
| | 2 経営上の重要な契約等 | 1. 経営成績 |
| | 3 財政状態及び経営成績の分析 | 2. 企業集団の状況 |
| | 第3 設備の状況 | 3. 経営方針 |
| | 第4 提出会社の状況 | 4. 連結財務諸表 |
| | 1 株式等の状況 | 5. 個別財務諸表 |
| | 2 株価の推移 | 6. その他 |
| | 当該四半期累計期間における月別 最高・最低株価 | (1) 役員の変動 |
| | 3 役員の変動 | (2) その他 |
| | 第5 経理の状況 | |
| | 1 四半期連結財務諸表 | |
| | 2 その他 | |

四半期のみの実績は、当期累計と前期累計の差額から算出は容易である。

インターネット等で取得が容易なデータである。

● 金融商品取引法

(四半期報告書の提出)

第二十四条の四の七 第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。）のうち、第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるもの（以下この項及び次項において「上場会社等」という。）は、その事業年度が三月を超える場合は、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間（政令で定める期間を除く。以下同じ。）ごとに、当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項（以下この項において「四半期報告書記載事項」という。）を記載した報告書（以下「四半期報告書」という。）を、当該各期間経過後四十五日以内の政令で定める期間内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、上場会社等のうち内閣府令で定める事業を行う会社は、四半期報告書記載事項のほか、当該会社の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した四半期報告書を、当該各期間経過後六十日以内の政令で定める期間内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(公認会計士又は監査法人による監査証明)

第九十三条の二 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の政令で定めるもの（次条において「特定発行者」という。）が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの（第四項及び次条において「財務計算に関する書類」という。）には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者が、外国監査法人等（公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。次項第一号及び第三項において同じ。）から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合
- 二 前号の発行者が、公認会計士法第三十四条の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める者から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合
- 三 監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府

令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

● 企業内容等の開示に関する内閣府令

(四半期報告書の記載内容等)

第十七条の十五 法第二十四条の四の七第一項の規定により四半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）又は同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により四半期報告書を提出する会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により四半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。この場合において、当該四半期報告書に四半期連結財務諸表を記載した場合には、四半期財務諸表については記載を要しない。

- 一 内国会社である場合 第四号の三様式
- 二 外国会社である場合 第九号の三様式